

報告書

皿倉山滑り台あり方検討会議

令和8年1月13日

検討会議の位置づけ

会議の目的・性格

複数の怪我が報告された皿倉山滑り台における一連の経緯を確認し、今後のあり方等を検討することを目的として、市が令和7年9月24日に設置。

市の政策課題に対して有識者等に意見を求め、市政運営上の参考とするための「市政運営上の会合」。

構成員

現職	氏名
ZEN大学副学長・教授 ほか	上山 信一(座長)
平和通り法律事務所	小鉢 由美
明治学園中学校・高等学校校長	高橋 英樹
北九州市立八幡病院副院長(整形外科)	岡部 聰

アドバイザー

現職	氏名
九州共立大学スポーツ学部講師	中村 有希
(一社)日本公園施設業協会理事	石拔 博史

事務局

都市整備局みどり公園課

1. これまで行った調査
2. 調査からわかった事実
3. 結論
 - (1) 子どもの自由利用
 - (2) 夜間は利用禁止
 - (3) 大人の利用について
4. 今後の検討課題

1. これまで行った調査

皿倉山滑り台あり方検討会議の主な動き

令和7年 9月24日

皿倉山滑り台あり方検討会議設置

10月

怪我申告者へのヒアリング

10月29日

第1回皿倉山滑り台あり方検討会議

11月

専門家へのヒアリング(医師、メーカー等)

令和8年 1月13日

第2回皿倉山滑り台あり方検討会議

構成員・事務局によるヒアリング状況

①怪我をされた方

怪我申告者9人のうち
ヒアリングで詳細を確認
できたのは6人*
(医療機関を受診された方
は5人)

*あとの3人はヒアリングできなかった
(いずれも家族等の代理人からの通報)

公務で負傷した市職員1人を除く

②医療・運動関係者

【医師】
岡部 聰氏
(検討会議構成員/
北九州市立八幡病院)

内田 宗志氏
(産業医科大学若松病院)

世良 泰氏
(池尻大橋せらクリニック)

【運動関係】
中村 有希氏
(検討会議アドバイザー/
九州共立大学講師)

③設備の専門家

【メーカー】
登丸 桂司氏
(大永ドリーム(株)
代表取締役社長)

【協会】
石拔 博史氏
(一社)日本公園施設業協会
(検討会議アドバイザー/
同協会理事)

④市役所内

都市整備局みどり公園課

八幡東区まちづくり整備課

公園巡視員(1人)

2. 調査からわかった事実

1. 皿倉山の滑り台は対象年齢6-12歳向けとして設計され、(一社)日本公園施設業協会の規準に沿って適正に作られていた(設計、設置プロセスを点検済み)。
 2. オープンから利用停止までの間(4/25~6/1)に、大人は約1,300~5,200人が利用したと思われる。また、子ども(6~12歳)の利用は、約500~800人と推計できる(次ページ参照)。
 3. 怪我が発生した大人について
 - ・通報があったのは9人だが、今回の調査で確認がとれた方は6人
 - ・通報は発生後30~50日経っていた(台湾人観光客のみ例外)
 - ・怪我は足首や腰の骨折で全治1~3か月が大半
 - ・発生事象6件は、全てスマホや荷物を持っていたり、寝そべっていた等の姿勢や滑り方の注意事項に沿っていなかった
 4. 皿倉山の滑り台は対象年齢を6-12歳とする表示が当初からあった。しかし実際には大人の使用が想定されていた。大人の怪我の発生率は利用者の0.1~0.4%前後と思われる。
- 注) 皿倉山と同型の滑り台は市内に5箇所、全国に323箇所の設置実績(H5~R7)があり、これまで多数の子どもが使用してきた。
市内5箇所のうち、大人の怪我が1件、令和5年に発生し、現在は大人の使用禁止を表示(市内5箇所のうち、大人の使用を禁じたものはこの1箇所)。

*以降、「子ども」は6~12歳をいう。「大人」は子ども以外(6~12歳以外)をいう。

オープンから利用停止までの滑り台の利用者・怪我の発生率（推計）

【期間：4月25日～6月2日】

○大人 滑り台の利用者	<u>1, 296人～5, 185人*</u> (a)
ヒアリングで医療機関受診が確認できた方	<u>5人</u> (b)
利用者の怪我の発生率	<u>0. 1～0. 4%</u> (a) ÷ (b)
○子ども 滑り台の利用者	<u>488～780人*</u>

*滑り台の利用者数の推計方法

1 4/25～6/2までのケーブルカー利用者数の推計

大人：25, 925人、子ども：1, 952人（チケット購入者数÷2）

2 滑り台の利用再開後（7/19～8/25）の、子どもの滑り台の利用者数及びケーブルカーの利用者数

滑り台利用者：36人／日、ケーブルカー利用者：125人／日

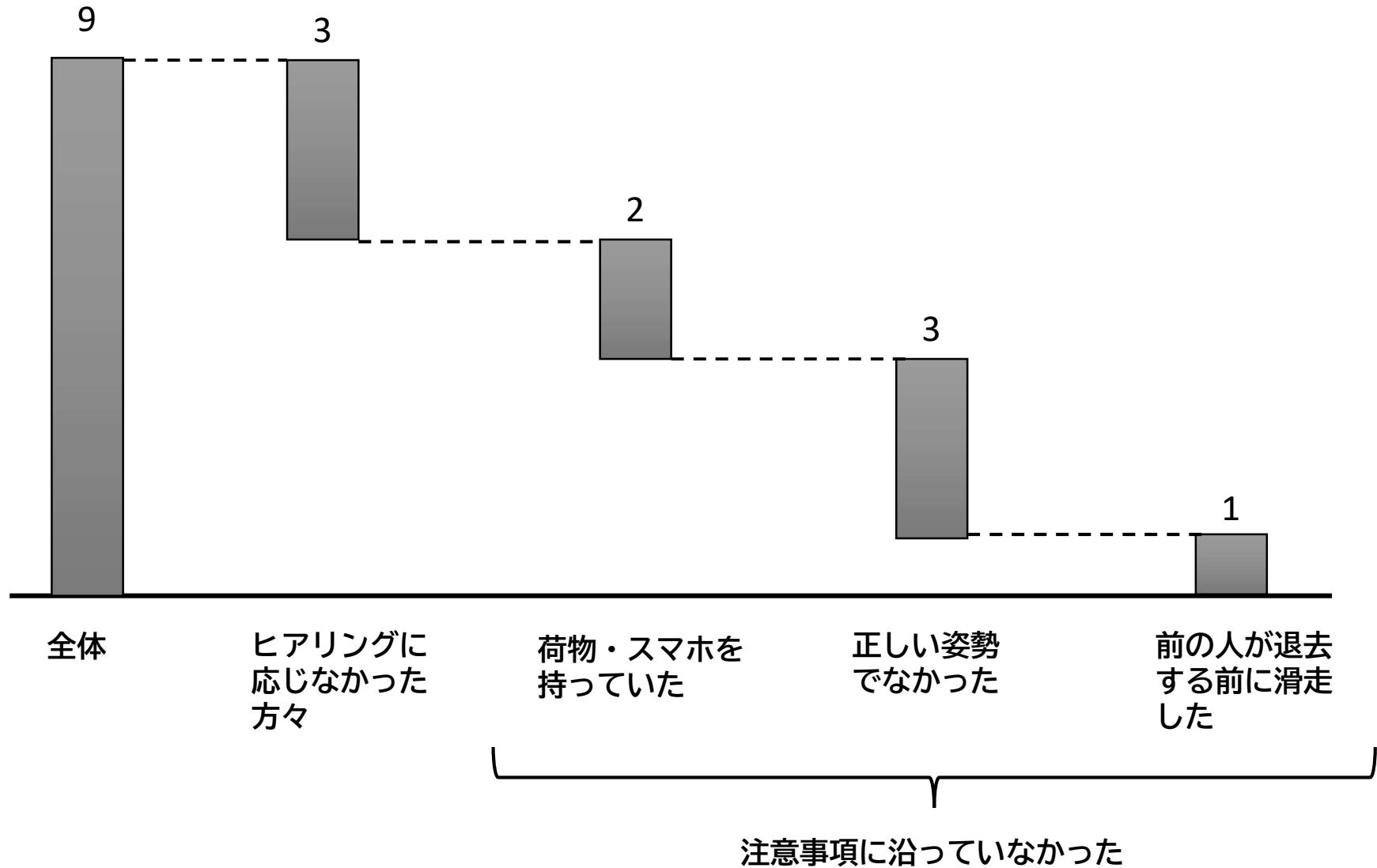
⇒ ケーブルカーを利用した子どものうち、29%が滑り台を滑っている（36人÷125人）

3 1と2をもとにオープンから利用停止までの滑り台の利用者数を推計

大人： 利用率を 5～20%と想定 ⇒ 25, 925人 × 5～20% = 1, 296～5, 185人

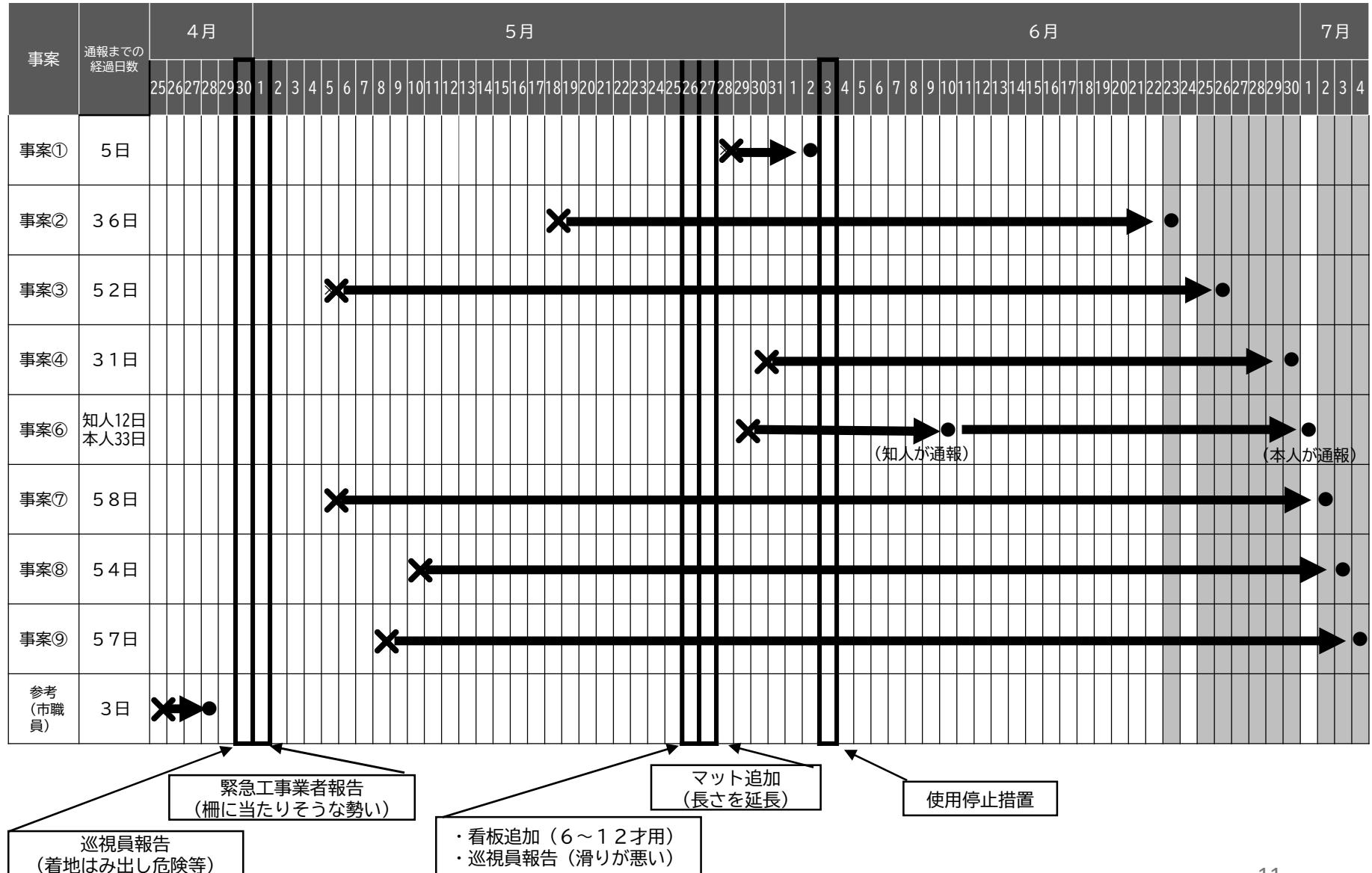
子ども： 利用率を 25～40%と想定 ⇒ 1, 952人 × 25～40% = 488～780人

怪我申告事案の分析(人)



けが発生日から通報までの経過

×怪我発生日 ●怪我通報日



* 網掛けはマスコミ各社の報道があった日

* 事案⑤については、怪我発生事実が不明のため非掲載

6人へのヒアリング結果

区分	怪我申告者	滑走面は	年齢制限注意事項の表示を	表示を見ていたら	滑る前から注意を	姿勢・荷物等は注意事項に	途中で恐怖心を	足でブレーキを	着地の状況
		○濡れていない ×濡れていた	○見た ×見ていない	○滑らなかった ×滑った	○していた ×していない	○沿っていた ×沿っていない部分がある	○感じた ×感じていない	○かけた ×かけてない	
ヒアリング実施 病院受診有 医療情報提供有	② 70代男性	○	×	×	×	× 上体起こし足を伸ばす。 両手万歳	×	×	終点見えず飛び出す。 マットの端で尻もち、バウンドして腰も打つ
	⑥ 50代女性	○	×	×	×	× 体操座り	○ 滑り始めからスピードに恐怖、着地点先の柵にぶつかりそうと思った	×	マット上に片足で着地。 スピードにおされ立ち上がり足をひねる
	⑦ 30代女性	○	×	×	×	× 上体起こし足を伸ばす。 手は膝の上。着地時に先行者を避け体をひねる。	× スリル感じる程度	×	先行者を避けようと着地し、体をひねる。マットの境目あたりの地面に尻もち
	⑨ 40代女性	○	×	×	×	× 上体起こし足を伸ばす。 左手は手すりに添える。 荷物背負い右手に書類。	○ 真ん中辺りからスピードに恐怖感	×	滑った姿勢のまま飛び出し、マットの先の地面に尻もち
ヒアリング実施 病院受診有 医療情報提供無	④ 60代男性	○	×	○	×	× 気を付けの姿勢で仰向け	×	×	滑った姿勢のまま飛び出し、マットの上に背中から着地
ヒアリング実施 病院受診無	⑧ 60代男性	○	×	×	×	× 上体浮かす程度で足は伸ばす。両手でスマホ撮影。	×	×	身体が真っすぐの姿勢のまま飛び出し、マット上で尻もち

参考（1）ヒアリングできなかつた人たち

* () 内は 当初通報時の 主張	① 30代女性	—	—	—	—	— 両足を伸ばした状態	—	—	全身が飛び出し、着地時に右足を強くひねる
	③ 2歳男児	—	—	—	—	× 姉の膝の上	—	—	—
	⑤ 年齢不詳 男性	—	—	—	—	—	—	—	—
参考 (2)	(市職員) 40代男性	○	○	×	×	△ 上体起こし足を伸ばす。 手は覚えてない	×	×	マット外に片足で着地。 スピードにおされ、つんのめる 12

怪我発生のメカニズム

(6人のヒアリングから引用)

着地



- 自然に止まると思っていた
- そのまま飛び出した
- 前にいる人を避けようとした
- 柵にあたりそうになった

滑走中



- すぐにスピードが出て
- スピードが出過ぎて制御できない
- 途中(踊り場)で減速せずに
- 空や景色・スマホを見ていた



滑り出し

(荷物等)

- スマホを持って
- 荷物を持ったまま
- 服をはさんで

(姿勢)

- 仰向けに寝た
- 体操座り
- 両手バンザイ

(意識)

- 年齢制限・注意表示見ずに
- 特に注意せず

(その他)

- 前の人気が滑り終わる前に
 滑り出した
- (夜間)暗くて見えにくい

医師の分析

怪我の発生メカニズムについて

医師
A

- ・基本的にはスピード。
- ・スピードが速いため着地で足をつけずに、お尻をついて尾てい骨、脊椎を骨折したパターンと、足で衝撃を吸収できず、捻挫や骨折したパターンの2つ。

医師
B

- ・体重が重く速度が増加。着地で膝や股関節を曲げることができず、直立の状態で落下し、足（膝、足の甲、脛）やお尻に負荷が集中。
- ・着地の衝撃を和らげるため、股関節を曲げるべきところが上体が反れて着地点が確認できなかったものもある。

医師
C

- ・直接の打撲による骨折と着地時に足をついて捻る受傷の2つ。後者の衝撃は、歩行やランニングによる捻挫よりも強く、脛骨と腓骨の骨折にも繋がっている。
- ・景色がいいこと、最後の直線が短いこと、寝転んで滑っていた人もいることから、身構えないまま着地に至ったのではないか。
- ・運動神経・反射神経より着地の時の注意深さ・心構えが大事。
- ・高齢女性は骨粗鬆症リスクが高い。

なぜ大人だけ怪我をするのか

医師
A

- ・大人の方が体重が重く、スピード大。
- ・子どもの方が運動しているので柔軟。
(滑り慣れているかどうかが影響したかは言及しにくい)

医師
B

- ・子供は体重が軽く、着地時の衝撃が小さい。
- ・日ごろから体育の授業で運動をしているから、順応性があり、足のブレーキや姿勢の保持が容易。

医師
C

- ・大人は体重が大きくなるほどスピードは大きくなり、制御できない。体重が重いと地面にかかる力も大きく怪我をしやすい。
- ・子どもの方が滑り台に慣れ、着地の経験も多い。

運動専門家の分析

怪我の発生メカニズムについて

- ・ほとんどが着地の失敗による。
- ・スピードが出すぎ、景色が綺麗で、視点が定まっていなかったことが原因。
- ・減速できずに着地し、負荷がかかった。スピードがある中での着地は、スポーツをしている人間でも難しい。スピードが速いと姿勢も崩れる。

なぜ大人だけ怪我をするのか

- ・大人は体重が重い分、空気抵抗の影響を受けづらいので、スピードが出る。
- ・身長が高いほうが、重心が高くなり着地が安定しない。
- ・年齢を重ねると柔軟性や体力・筋力などが衰え、姿勢維持がしにくくなる。

メーカーの見解

怪我の発生メカニズムについて

- ・着地時の衝撃は体重に比例するが、筋力で受け止められず、怪我が起きた。
- ・滑り台の長さが長くなれば、着地時の衝撃も大きくなる。

なぜ大人だけ怪我をするのか

- ・体の動きや脳指令の衰え。滑れるだろうという感覚で滑って、怪我につながっている。
- ・子どもは滑り台を滑ること自体が面白く、そのことに集中する。大人は景観を楽しむ感覚の人が多く、着地までの心の準備ができていない。
- ・柔軟性や反射能力も要因としてある。

協会の見解

怪我の発生メカニズムについて

- ・衝撃の逃し方で骨折リスクが高まる。
- ・摩擦が少ない滑り面で思ったよりスピードが出た。スピードが出てパニックになった。
- ・夜で暗かったり、姿勢が上向きの状況で着地点が見えていない。気づかぬうちに足に衝撃がくる。

なぜ大人だけ怪我をするのか

- ・子どもと大人で違いが出るのは運動能力と体重。体重はスピードにはあまり関係がない。体重で変わるのは衝撃度。
- ・運動能力が落ちていることに気づかず童心に帰って滑ってしまった。
- ・子どもは、足首・膝・股関節を使って体の荷重を前に逃していくが、それができない。
- ・観光地で大人の利用者が圧倒的に多かったことが今回の怪我の件数につながった。

3. 結論

(1)子どもの自由利用

- 市内に同型の滑り台が5つあり、これまで子どもの怪我の報告は皆無だった。
全国にも323の設置実績があり、確認できた怪我事例は過去15年で1件*のみ。
*注意事項「スピード調整は足で行う」とは異なる方法(手を滑り台の側面にあてた)で減速しようとし、指を骨折したもの。
- 他の型も含め、滑り台は子どもに運動とリスクを学ばせる遊具として定着。
怪我が発生してきたが、社会制度上、許容できるリスクとして共通理解が確立できている。
- 今回の大人の怪我の発生メカニズムは、大人に特有のものであり、
子どもについてはあてはまらない。
- 0.1~0.4%の大人の怪我の発生を根拠に、全国各地で定着してきた
子どもの自由利用を禁じるのは不合理である。

遊具の役割・意義

- ・遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。このように遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものである。
- ・子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。
- ・子どもは、ある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくものであり、子どもの発育発達段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる。

(出典：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）)

遊具の安全確保に係る考え方

- ・遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。
- ・完全にリスクを除去することは、事故の回避能力を育むといった点から問題があり、遊具が子供にとって魅力的かつ有益であるためには、子どもの発育発達段階に応じてリスクに挑戦できる機能を備えているものであることが必要である。
- ・公園管理者が事故対策に過敏になるあまり、過度に安全性を重視した遊具の計画・設計や利用指導などを行うと、子どもが自由に遊ぶことができる空間や冒険や挑戦が可能な遊具が減少して発育発達を阻害するなど、子どもの不利益につながる恐れがあるので配慮することが必要である。

(出典：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）)

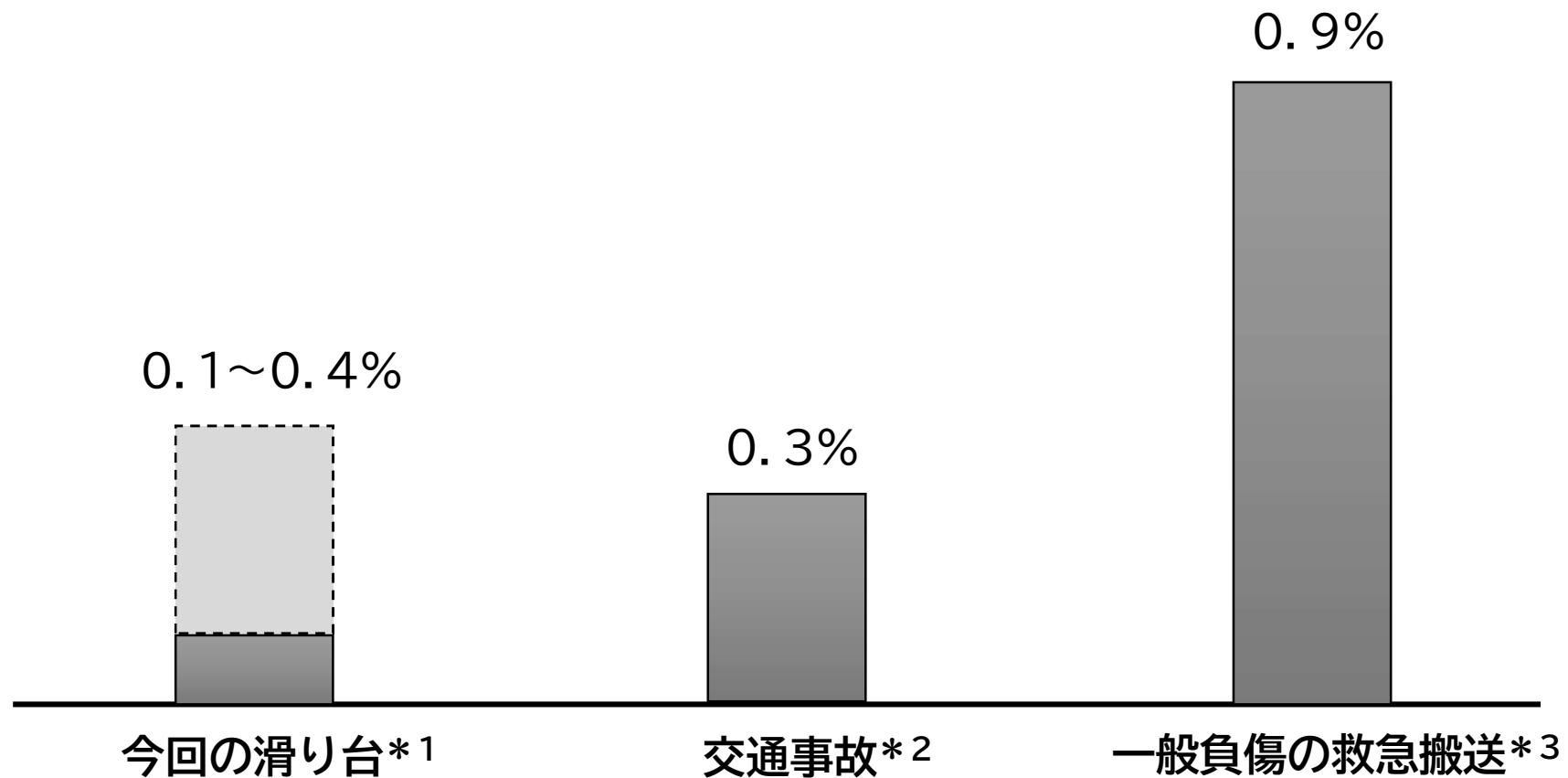
滑り台について災害共済給付(医療費)を支給した事例

○ 療養費5,000円以上の負傷件数

種別	H26	H27	H28	H29	H30	合計
小学校	2,308	2,104	1,995	1,940	1,859	10,206
幼稚園	874	800	727	722	645	3,768
幼保連携型認定こども園・保育所等	1,240	1,253	1,226	1,259	1,321	6,299

(出典：学校における固定遊具の事故統計データおよび参考資料（独立行政法人日本スポーツ振興センター）)

日常生活での事故との比較(全年齢)



* 1 通報後のヒアリングで医療機関受診が確認できた方 ÷ R7. 4. 25～6. 1 で滑り台を利用した大人の人数の推計

* 2 R6年の交通事故による死者・負傷者数 (R7年警察白書) ÷ R6. 10推計人口

* 3 R6年の一般負傷による搬送人員 (R7. 3消防庁) ÷ R6. 10推計人口

(2)夜間は利用禁止

なぜ、夜間は利用禁止とすべきか

1 暗くて着地点が見えない



- ・滑降ルートや設備が見にくいため動きのイメージが描きにくい
- ・着地のための安全な姿勢の準備が遅れる

2 滑走面に障害物があっても見えない



- ・前の人気が途中で止まっているリスク
- ・他の人の荷物や障害物が滑走面にあるリスク

3 夜景に気を取られる



- ・夜景を見るため着地点や滑走面に対する注意が散漫になるリスク

(3)大人の利用について

設備の専門家の見解

メーカー	協会
<ul style="list-style-type: none">子ども用の遊具として設計しており、大人の使用の仕方や、大人の使用を加味した滑り台の改良を考えることはできない。仮に大人用にゼロから設計するとしても、身体条件の差が大きく、難易度が高い。大人の使用は、管理者・利用者の責任において、リスクを把握して判断すべき。大人が入れないサイズの入り口になると、子どもの介助・救出ができなくなる。	<ul style="list-style-type: none">協会としては、国土交通省の指針に基づき、遊具は3-12歳を対象に設計・製造するようにしている。遊具設計の前提としている人体モジュール（規準寸法）等が異なる大人の遊具利用は禁止することが適当。実態として大人が滑っているのはモラルの問題と捉えている。イベント時だけ大人が使用することについても、協会としては「認めない」立場である。管理員がいても駄目。大人のために遊具を改良するのは本末転倒。減速部の延長や摩擦係数を上げる改造は、終着部に人が滞留して別の事故が起こる可能性。

- オープン以降、約1,300～5,200人の大人が利用したと推計される。そこからの怪我が発生する確率は、0.1～0.4%と見込まれる。
- しかし、大人の怪我の個々の事例について分析した結果、子どもとは異なる様々な要因によって、正しい姿勢で滑り、安全に着地することに失敗する場合があると分かった。
- 注意喚起を強化すれば大人の怪我の発生は抑制できるが、徹底は困難と思われる。
 - ハード面の改良で、大人の怪我を軽減できる可能性はあるが、膨大なコストをかけた実験が必要となる。またハードの改良によって新たに子どもの怪我を生じさせるリスクもある。
 - ソフト面では、監視員を置き、事前に体調等をチェックし、安全な滑り方と着地を伝え、かつ免責の承諾書入手する等の手続きが必要と思われる。
- よって、当該滑り台及び市内にある同型の滑り台の大人の利用は禁止すべきである。
 - 即座に実施すべき
 - 周知徹底の表示等

怪我のリスクの違い

身体条件

子ども

- ・6~12歳の場合、体重／身長の目安は
20~41kg / 115~149cm
- ・着地時の衝撃は小さい
- ・身体(骨や筋肉)が柔軟

大人

- ・子どもより体重が重く、着地時の衝撃が大きい
- ・身長が高く重心が上にあり、姿勢の保持に失敗することがある

運動状況

- ・滑り慣れている
- ・軽いので着地の衝撃が小さい

- ・リスクを甘く見てしまう傾向
- ・滑り慣れていないため着地状況をあらかじめ予想しない
- ・注意書きをあまり読まない(特に夜間)
- ・特に中高年は運動能力が低下している

リスク許容の考え方(大人と子どもの比較)

子ども

大人

- ・体の動かし方、反射神経、リスク感覚などの学習の意義
- ・景色よりも滑ること自体が楽しい（何度も滑ってみる）

- ・「名所だから一度は滑ってみたい」（好奇心）
- ・「滑ることよりも景色を見るに興味がある人も多い」

- ・若干の怪我の発生

- ・景色に気を取られ着地点を意識しないと着地に失敗する
- ・荷物やスマホを持っている（あるいは自撮り）
- ・リスクを甘く見ている
- ・子どもの頃、滑っていたという油断
- ・運動能力や、骨や筋肉の強さに弱点を抱える人もいる

メリット大、リスク小

メリット小、リスク大

注意事項の追記ぶり

4月25日

5月11日

5月26日

7月19日

8月24日

・4か国語表記

- ・(6~12歳)
- ・山は天気が変わりやすい
- ・利用時間
- ・(足を前にのばして)
- ・足をマットにつけて立ち上がる
- ※禁止
飛び降りる、二人乗り
バンザイ、あおむけ
足を浮かせる、はいあがる
- ・靴でスピードを落とす
- ・(着ている服でスピードが変わる)
- ・(前の人気がいなくなつてから)
- ・滑り終わつたら滑り台から離れる
- ※禁止
サンダル、ヒール、はだし
かばん・マフラー、手荷物
ワード付きの服

・(6~12歳)

- ・スピードが出る
- ・(足の裏でスピードを落とす)
- ・着ている服や体の大きさでスピードが変わる

・6~12歳

・濡れている

・足をのばして

・スピード調整は足で

※禁止

立ったまま、うつぶせ、あおむけ、
後ろ向き、小さい子をだっこ

・下からのぼらない

・降り口で遊ばない

・前の人気がいなくなつてから

・足でスピードを調整する(手はそえる程度)

使用対象年齢と注意喚起の看板について



- ・この遊具は6-12歳用です
 - ・ぬれたやうであそばない
 - ・したからのはらない
 - ・おりぐちであそばない
 - ・たつたまますべらない
 - ・小さい子をだっこしたまますべらない
 - ・うつぶせ、あおむけですべらない
 - ・後ろ向きですべらない
 - ・前の人気がいなくなつてからすべりましょう
 - ・手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう
 - ・スピード調整は足で行いましょう
- ※手はそえる程度

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項	※「当初」以降の追加項目：下線（__）
4月25日～ (当初)	<ul style="list-style-type: none"> この遊具は6～12歳用です 前の人気がいなくなつてからすべりましょう 手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう スピード調整は足で行いましょう ※手はそえる程度 濡れているときはあそばない ぬれたゆうぐであそばない したからのはらない おりぐちであそばない たつたまますべらない 「小さい子をだっこする」「立ったまますべる」「うつぶせ、あおむけですべる」「後ろ向きですべる」「柵にさわる」など、危ないすべりかたはやめましょう 	
5月11日～	<ul style="list-style-type: none"> スピードが出ます！！ <u>着ている服によりスピードが出すぎることがあります</u> <u>体の大きな人はスピードが出すぎることがあります</u> 足の裏でスピードを落としましょう 	
5月26日～	<ul style="list-style-type: none"> この遊具は6～12才用です 	

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項	※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
7月19日～ (再開時)	<ul style="list-style-type: none"> ・この滑り台は、土曜日、日曜日、祝日の10:00～18:00に6歳～12歳のみ利用できます ・天気が悪い時や、滑り台が濡れている時は、利用できません ・サンダルや脱げやすい靴、ヒールがある靴では利用できません ・この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です ・あしをまえにのばしくつで スピードをおとす ・あしをマットにつけてたちあがる（とびおりない） ・あしをうかせてすべらない　・ちいさなこを だっこしてすべらない ・着ているもので 滑る速さが 変わります 速くなったときは 足でスピードを 落としましょう ・まえのひとが すべりおわってから すべりはじめる ・すべりおわったら すべりだいから はなれる ・てをあげて すべらない　・さくを さわらない ・あむけダメ　・うつぶせダメ　・はいあがるダメ ・立って歩くダメ ・あぶない あそびかたを しない！！！ ・山のお天気は変わりやすく、ふもとが晴れても、 山の上には雲がかかることがあります ・てんきがわるいとき ぬれているときは あそばない！ ・サンダルなど ぬげやすいくつ ヒールのくつダメ！ ・くつひもの ゆるみは なおして！ ・かばん・マフラー・フードつきのふく、ひっかかるものはダメ！ ・てに ものをもって すべらない！ 	

52

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項	※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
8月24日～	<ul style="list-style-type: none">・この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です・利用時間 10:00～18:00前・悪天候の時や滑り台が濡れている時は利用できません・正しい滑り方で遊びましょう・この滑り台は、サンダルなど脱げやすい靴や、ヒールのくつでは遊べません・かばんやマフラーは外しましょう<u>・フード付きの服や、ひもなど引っかかるものは、服の内側にしまってから遊びましょう</u>・手にものを持って滑ってはいけません・滑るときは、足を前にのばし、靴でスピードをおとしましょう・滑り台から飛び降りてはいけません <p>以上を、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）の4か国語で表記</p>	

子ども用の滑り台を大人が使う難しさ

設置目的	+	実質的に大人の利用禁止 を徹底しにくい	意味合い
<ul style="list-style-type: none">—あくまで6~12歳向けに 設計されたもの—遊具は子どもの発育支援 のもの		<ul style="list-style-type: none">—大人が入れない構造だと 万が一の子どもの事故の 救出ができないため 禁止しても事実上 使用できてしまう—注意書きを示しても 読まない or 読んでも従わない人がいる—所詮子ども向けと リスクを甘くみる—景色に見とれがちである	 <ul style="list-style-type: none">—子ども用の設備について ハード上、大人の利用を 排除することは困難—あくまで、注意喚起に 留まる—一方、常時監視員を 置くのは難しい

他都市の参考事例(あいち健康の森公園)



4. 今後の検討課題

- ・ 今回は、子ども用の遊具を大人が使った場合に想定外の怪我が発生した事例だった。しかし、遊具は野外での自由利用が前提になっているため、大人による想定外の使い方による怪我の発生リスクを排除しきれない。
- ・ リスクを早期に把握し対策を講じるために、工場や交通機関等では、ヒヤリハット情報の収集等による安全管理の仕組みが構築されている。
- ・ 当市もこれら先行事例を参考に、遊具全般に関する体系的な安全管理とリスクマネジメントの仕組みを構築すべきである。本検討会議は、引き続きその仕組みを検討し、提言する。例えば、
 - 予兆をつぶさに察知し、リスク管理に反映する仕組み
(ヒヤリハット情報の管理等)
 - 軽微な事象から今後のリスクを早期に発見する仕組み
(ハインリッヒの法則に学ぶ)

予兆情報の収集と分析について

今回の事象に関する懸念

- ・初期の巡視員の発見の深掘りができる
いたのか？
 - ・怪我をしたという通報を受けた後、詳細
ヒアリングを行うルールが徹底されていた
か(診断書入手等)？
 - ・通報を受け取り分析する窓口や分析する
機能が明確だったか？
 - ・様々な予兆情報を統合して安全管理に
活かす仕組みが十分か？
 - ・注意喚起のやり方やタイミングに改善の
余地がありうる？
 - ・不確実な情報をさみだれ式に对外発表し、
不必要的不安を抱かせたのではないか？
- 
- ・リスクの予兆情報のスピーディー
な収集
 - ・予兆情報を統合しスピーディーな
アクションにつなげる仕組み
 - ・適時的確な情報公開と注意喚起

組織の問題

世の中の変化	できていたこと	結果に対する備え
<ul style="list-style-type: none">・リスク社会・安心と安全・SNSの功罪・行政(企業)に対する不信感・リスクマネジメントの普及<ul style="list-style-type: none">—ヒヤリハット—TQC活動 etc・安全管理 → サービス + 生産性向上 → 経営品質	<ul style="list-style-type: none">・怪我発生を知りすぐに止めた・飛び出し予防のための工夫・注意喚起の看板など	<ul style="list-style-type: none">・大人や幼児が使う想定外の予知・「注意書き」を足しても周知はしきれない…・専門家を交えたチームワークによる調査・スピード・いち早く幹部で共有して対応する・不確かな情報を発信しない

多くの施設ではハインリッヒの法則に沿ってヒヤリハット情報等を収集し、リスクを未然に把握する体制が有効

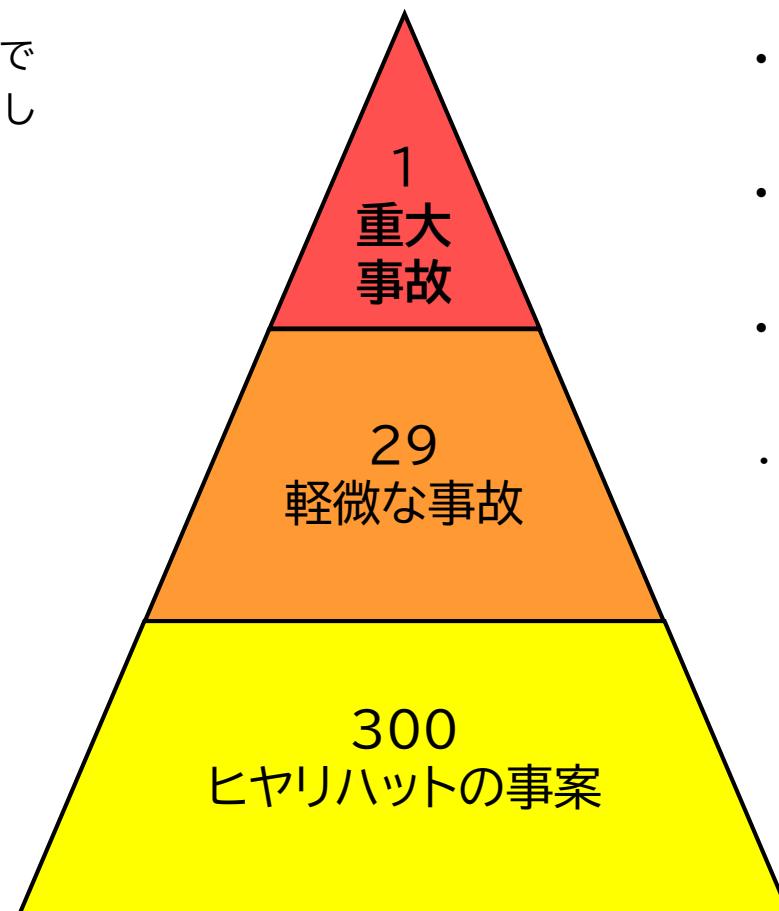
ハインリッヒの法則

考え方

職員や利用者が日常の中で「危ない」とひやり、ハッとした事象は記録し、共有し、リスク要因として分析し、早めに対策を考える。

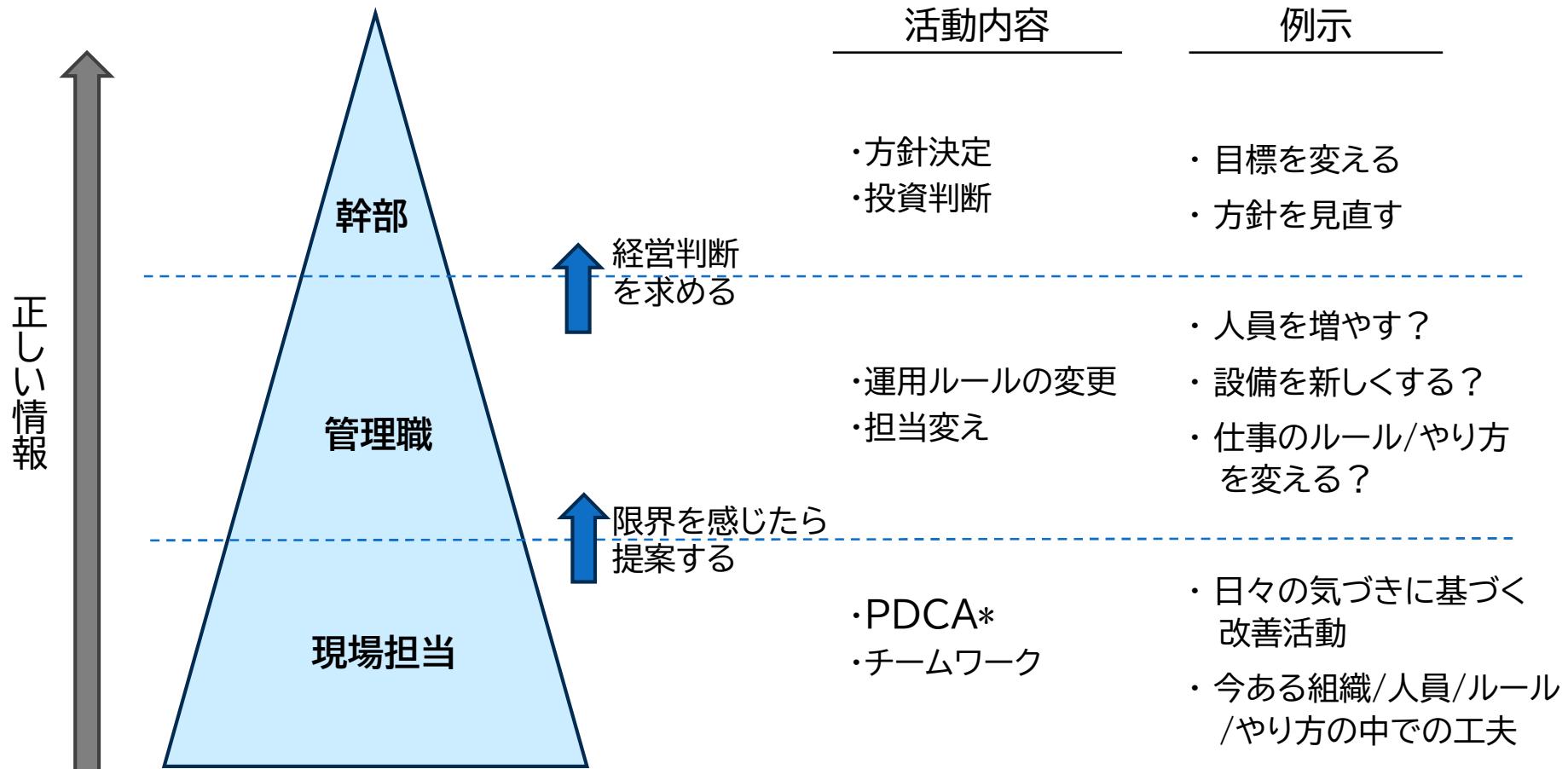
日常の心構え

- ・職員も利用者もいくら注意していても必ずヒューマンエラーは起こしうる
- ・常に不注意、ヒューマンエラー、設備不良の見落とし等の可能性を疑う。
- ・「注意喚起」に完全はない。常に発生する新たなリスクへの対応を考える。
- ・きわめて軽微なケガあるいは単に不注意による事案であっても全て対処事案と考え、分析をする



現場の仕事のやり方にとどまらない

組織全体での安全管理の取り組み



*Plan, Do, Check, Action